

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（160）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年2月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2018年3月に起こった諸事象を取り上げます。今回は、自民党の改憲草案・安倍改憲案と原発再稼働問題を取り上げます。

次号で2018年3月の「原発・核反対運動」「沖縄問題」「働き方改革問題」などを取り上げます。)

## 第一章 九条改憲案の条文化の動き

### 第一節 九条改憲案と自民党

(1) ①2018年2月28日、自民党憲法改正推進本部は、全体会合で議論を始めた。9条2項(戦力不保持、交戦権否認)を維持した条文案と9条2項削除の条文案とについて、3月中旬に最終的な意見集約を図る方向を確認した。なお、執行部は、首相提案の2項は残し自衛隊を明記する案を軸に取りまとめるのに対し、石破元幹事は、2項を削除し陸海空自衛隊を保持とする私案を提出した(3月1日朝日新聞)。

②2018年3月13日付朝日新聞は、9条改憲に関して、自民党憲法改正推進本部が新たにまとめた「9条改正条文案」を報じた。それによれば、①2項を削除し「陸海空自衛隊」を保持するという案、②2項を維持し「自衛隊」を保持するという案、③2項を維持し「自衛権」の発動を妨げない、という案などである。

③3月14日、自民党憲法改正推進本部は執行役員会を開き、7つの改憲案(所属議員が造ったものを含め)について協議した。ここで大勢を占めたのは、首相提案の2項を維持し「必要最小限度の実力組織を

保持」などの表現を加えて自衛隊の存在を根拠づける案であった(3月15日赤旗)

(ただし、石破元幹事は、2012年の自民党改憲案(「国防軍の設置」)との整合性を理由に反対)。

④では7つの案とはいかなるものか。3月22日赤旗の記事を引用する(次頁の一覧表で示した)。

⑤④3月22日、自民党憲法改正推進本部は、9条改憲の条文の取りまとめを細田本部長に一任した。党執行部が会合で新たに配布した「とりまとめの骨格案」は、次のようなものである。

#### ■ 9条改憲の条文案とりまとめの骨格案

(「自衛隊の明記」についての条文イメージ(たたき台素案)より、22日配布)

第9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

<b>自民9条改憲7案</b>		案文案
(日本国憲法第9条)		
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、		
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、		
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。		
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持		
しない。国の交戦権は、これを認めない。		
	①	第9条の2 我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つための必要最小限度の実力組織として、 法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
	「自衛隊」 明記	第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
	②	第9条の2 前条の範囲内で、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、法律の定める ところにより、行政各部の一として、自衛隊を保持する。
	【2項維持】	第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
	③	第9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、法律の定めるところ により、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持することを妨げない。
	「自衛権」 明記	第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
	④	第9条第3項 前二項の規定は、自衛権の発動を妨げない。
	⑤	第9条第3項 前二項の規定は、国の自衛権の行使を妨げず、そのための実力組織を保持することができる。
	⑥自民党 改憲草案	第9条第2項 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。 第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官と する国防軍を保持する。
	【2項削除】【2項削除】	第2項 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の 統制に服する。
	⑦石破茂 案	第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、侵略の手段としての武力による威嚇 及び武力の行使を永久に放棄することを、厳粛に宣言する。
		第2項 我が国の独立と平和及び国民の安全と自由並びに国際社会の平和と安定を確保するため、陸海空自衛 隊を保持する。
		第9条の2 自衛隊は、法律の定めるところにより、その予算、編制、行動等において国会の統制に服する。
		第2項 自衛隊の最高指揮官は、内閣総理大臣とする。

第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

⑤「骨格案」の特徴と危険性は、主として次の3点にある（3月24日赤旗参照）。

(i) 自衛の措置が単に「必要な措置」とされており、「最小限度」という限定条文が抜け落ちていることである。

(ii) 自衛のための実力組織＝自衛隊を保持するとされており、9条2項の「交戦権否認」の制約が及ばないことである。

(iii) 総理大臣の「指揮監督権」が憲法上明記されることは、第4の権力（立法、行政、司法に加えて）＝「軍事大権」＝統帥権を作り出すに等しく、自衛隊がいわば総理

大臣の「私兵」と化する危険があることである。骨格案9条の2第2項に「自衛隊の行動は・・・『その他の統制』に服するとあるのは、『総理大臣の指揮・監督に服する』との意と解されるからである。

⑥②018年3月25日、自民党大会は2018年運動方針で「憲法改正案を示し、憲法改正の実現を目指す」ことを確認したが、3月22日に確認した前掲「骨格案」の提示は見送った。

⑥席上、安倍首相は、“自衛隊の存在が違憲だと指摘する状況に終止符を打つことが自民党の責務であり、敢然とこの使命を果たして新しい時代をつくり上げていこう”と述べた（3月26日赤旗）。

◎だが、「骨格案」提示が見送られたことは、改憲阻止運動の成果であると捉えるべきである。

⑦②018年3月30日、九条の会は東京都内で記者会見し、自衛隊明記の改憲案に抗議するアピール文を発表した（3月31日赤旗）。

「民主主義の根本に対する許しがたい攻撃。日本国憲法はいま、戦後もっとも重大な岐路に直面している。安倍政権が戦争法＝安全保障法制などによりアメリカとともに地球規模で『戦争する国』づくりへの道を切り開いてきた。9条改憲がその総仕上げになるのは明らかだ」、と。

⑥記者会見した澤地久枝さんは訴えた。“（敗戦時や朝鮮戦争時の記憶を挙げて）いかにうそが積み重なって政治が変えられるか、骨身に沁みている。安倍政権が、民主主義を踏みにじっている”、と。

②018年3月26日、改憲問題対策法律家6団体連絡会は、自民党改憲案反対声明を発表した（3月27日赤旗）。

“自民党大会で示した改憲の方向性は、改憲の必要性・合理性を欠き、平和主義、国民主権、議会制民主主義、基本的人権の尊重などの現行憲法の基本原理を破壊するもので、断じて許されない”、と。

同日、記者会見した小沢隆一東京慈恵医大教授（憲法学）は、“自民党改憲案の問題点を危険性を指摘して世に問うことは、法律家の使命。改憲発議を許さない大きな国民世論をつくり上げることに全力を尽くす”、と述べた（声明全文と関連論文は「法と民主主義」2018年4月号に掲載）。

## 第二節 原発・核問題

### (1) 原発再稼働

①② 2018年3月14日、関西電力は大飯原発3号機（福井県）を再稼働させた。これで昨2017年再稼働した高浜3・4号機（福井県）と同時稼働することとなった（3月15日河北新報）。なお、3月16日発電・送電開始（3月18日赤旗）。3月19日、フル稼働となった（3月21日赤旗）。

③ 大飯原発3号機は、1991年に営業運転を開始したが、2013年9月以降は定期検査に入ったため停止中。関電は2013年7月、3・4号機の審査を原子力規制委に申請し、2017年5月に合格した。

④ 同原発の地震対策を巡っては、元規制委員の島崎教授が基準地振動（耐震設計の目安となる揺れ）が過小評価となっている点を証人として指摘しており、この点が訴訟係争中（名古屋高裁金沢支部）。なお、原第一審は2014年5月の福井地裁判決であり、人格権が侵害される具体的な危険があると判断した（2017年11月結審。判決期日は未定）。

⑤ 大飯原発3号機再稼働は何を表しているか。

安全性軽視、「住民の人格権」無視、電力会社利益追求優先の再稼働、司法軽視の再稼働、安倍内閣の原発エネルギー依存政策に基づく再稼働である（なお、高浜1・2号機、美浜原発3号機（いずれも福井県）にも再稼働の動きがある）。

⑥ ③ 同原発再稼働の流れは、玄海原発3号機（佐賀県）に及んでいる。3月23日同原発は再稼働した。新規制基準下での再稼働は、大飯3号機に続き5原発7基めであり、約7年3カ月ぶりである（プルサーマル発電を行う）。新規制基準下で、九電川内1・2号機（鹿児島県）、四国電力伊方3号機（愛媛）、関西電力高浜3・4号機（福井）も再稼働した。

⑦ 再稼働の流れをオーソライズするかの如く、3月20日には佐賀地裁が、玄海原発3・4号機の運転差し止めを求める仮処分の申し立てを却下した（3月21日赤旗）。

⑧ 同決定は、約130キロ離れた阿蘇カルデラ（阿蘇山）で巨大な噴火が起きる可能性について、「地下10キロより浅いところに大規模なマグマだまりは存在しないと確認されている」と認定。「火山対策が合理性が欠くものとして具体的な危険が存在するとは認められない」として、住民の訴えを却下した（前掲赤旗）。

⑨ 同決定に対し、原告団・弁護団は、「原発事故を直視せず、新たな安全神話を追認する判断だ」と批判する声明を出した（前掲赤旗）。

⑩ 2018年3月23日、九州電力は、玄海原発3号機を再稼働させた（3月24日赤旗）。佐賀県伊万里市、長崎県松浦・平戸・壱岐の各市が再稼働反対を表明する中での再稼働である。

⑪ 原発の火山リスクをめぐって、2017年12月、広島高裁は、阿蘇カルデラの巨大噴火の可能性を考慮して伊方原発3号機の運転差し止めを命じたが、玄海原発も阿蘇カルデラからほぼ同距離にある。となると巨大噴火の可能性があることになる。

◎この再稼働に対し、3月23日長崎県内では反対決議が相次いで全会一致で可決された（以下3月24日赤旗）。

(i) 平戸市議会の決議では、福島原発の事故について「原発に絶対的な安全はなく『安全神話』が誤りであったこと、いったん事故が発生すると、現在の科学技術では事故収束が容易でないことを実証するものとなった」と指摘。その上で「平戸市議会は福島第1原子力発電所の事故原因究明がなされて、原発の安全性検証の手段が確立されること、実効性のある避難計画や方法などが確立されることがなければ、現状では市民の安全を守ることができないものと判断し、市民の理解が得られない限り、玄海原子力発電所再稼働に反対する」としている。

(ii) 壱岐市議会も同趣旨の決議を上げ、「壱岐市は30キロ圏内地域の中では最も人口が多い離島であり、万が一事故が発生すれば壊滅的な打撃を受け、全島民避難を余儀なくされる。避難は船舶が主で、荒天や台風なども考えられ、全島民が避難するには5日半かかると想定される」と離島が抱える問題を指摘し、再稼働に反対している。

①抗議行動も展開された。

玄海原発3号機前では、市民約150人が「玄海原発再稼働反対」「未来を守ろう、子供を守ろう」などと唱和し、抗議の声を上げた。玄海原発住民対策会議の仲秋さんは、「私は原発から5.5キロの地点に住んでいます。玄海町で生まれ、育ち、暮らしています。ふるさとを奪おうとする九電に真っ向から反対の声を上げるものです」と訴え、再稼働を進める安倍政権こ

そ、いま世論に追い詰められていると力を込めた。原発から3キロ地点に住む新さんは「玄海原発の近くの海では奇形の魚が取れたりしています。再稼働に対して、怒りそのものです」と話した。

首都圏反原発連合（反原連）は3月23日、首相官邸前抗議を行った。国会正面前エリアでは参加者が「安倍首相は、福島原発事故の収束の見通しもないのに、再稼働と輸出を進めている。みんなで安倍政権を包囲し、退陣に追い込み、原発をなくそう」と訴えた。この日は2300人（主催者発表）が参加した。

(2) ①2018年3月27日、四国電力は伊方原発2号機（愛媛県）を廃炉とすることを表明した（3月27・28日朝日新聞）。

同機は1982年に運転開始した老朽機である。そのため耐震工事など安全対策費（2000億円近い額）に負担がかかり、収支面で採算がとれないと四国電力は判断し廃炉としたとみられている。（なお、伊方原発1号機は廃炉が決められており〈2016年〉、四国電力の原子力事業は伊方3号機のための1基体制となっている〈前掲朝日新聞〉）。

②伊方原発には経済的採算面のみならず、そもそも立地不適という問題があることは重大である。

2017年12月18日、広島高裁は伊方3号機（2016年再稼働）の運転差し止めの決定を下した。その理由は、阿蘇山の巨大噴火による被災のおそれを指摘し、立地不適とした。これに対し、四国電力が異議を申し立てたため、審理は続行中である（なお、松山、大分、高松の地高裁で運

転差し止めや損害賠償の裁判が起こされている)。

⑥他にも問題がある。例えば、伊方原発の近くに中央構造線断層帯が走っていること、佐田岬半島の付け根にある伊方原発でひとたび事故が発生したとき、半島の住民が安全に避難できるか、など。

◎原発には、そもそも原発は必要か、安全かなどの根本問題があるが、そのことについての記述は他日に行うこととし、2つの問題について取り上げる。

③④第1に、電力会社と原発立地周辺自治体との間で「安全協定」を締結する動きが生じていることがある(3月30日朝日新聞)。

2018年3月29日、東海第二原発(茨城県)の再稼働や延長運転に関して、原電と東海村を加え5市(日立、ひたちなか、那珂、常陸太田、水戸)とが次のような協定書を新たに締結した。

⑥協定書には法的拘束力はないが、同原発の再稼働や延長運転に際し、東海村など6市村が事前に意見を述べたり現地確認を求めると、安全対策を要求したりして「実質的に事前了解を得るしくみ」とした。立会人として県も参加する協議会を新設することも明記した。

また協定書に関する原電の確認書も提示された。再稼働の時に6市町それぞれが原電に事前協議を求める権限があり、原電には必ず応じる重い義務を負わせた、と記した。

◎なお、原電とは、日本原子力発電会社(1957年設立)の原発専門会社で、株主は大手電力会社。4原発のうち東海原発、敦賀原発(福井県)1号機は廃炉作業

中。敦賀2号機は原子炉建屋の直下に活断層の存在が指摘されており、再稼働は厳しい情勢の中、東海第二原発が経営の浮沈を握っているという状況である(前掲朝日新聞)。

(3) 原発は選択肢たり得るか?

①2018年3月30日、経産相主催の有識者会議「エネルギー情勢懇談会」で2050年を見据えた国のエネルギー政策の方向性の論点として、再生可能エネルギーや火力とともに原発を「主要な選択肢」とすることが示された。

原発については、“人材・技術・産業の基盤強化に直ちに着手し、安全性・経済性などに優れた炉の選択などを盛り込むとともに、原発依存度は可能な限り低減させる方針は堅持すべき”としている(3月31日赤旗)。

②中西日立製作所会長(次期経団連会長)は、“原子力は可能な限り低減、とする提言には非常に抵抗を感じる。福島事故は大変重い現実であることは否定しないが、(原子力の議論で)そろそろ好きだ、嫌いだの議論から脱したい”などと述べた。

また日下部同省資源エネルギー庁長官は、「原子力の扱いは整理させてもらいたい」と述べた。

③上に記した原子力をめぐる動きから窺い知ることができることは、政府と原発事業者は原発を将来ともに主要なエネルギー源として選択して拡大利用する政策をとり続けるであろうということであるが、原発事故問題を考えれば原発は人類にとっておよそ選択肢たり得ないと考える。

(4) もんじゅ廃炉計画認可

①2018年3月28日、原子力規制委は高速増殖炉もんじゅ（福井県）の廃炉計画を認可した（3月29日赤旗）。政府は、2016年12月にもんじゅの廃炉を決定し、日本原子力研究開発機構（運営主体）は2017年12月に廃炉計画の認可を申請していたのである（3月29日赤旗）

同計画によれば、原子炉などに残る核燃料を2022年12月までの5年で取り出す予定とし、廃炉作業全体は30年後の2047年度に終える計画とした。

廃炉費用は総額約3750億円と見積もられている。

②高速増殖炉の廃炉作業は、国内では初めてであり、30年にわたる廃炉作業が安

全に行われるのかに強い懸念がもたれている。例えば第1段階の燃料取り出し自体が危険を伴う作業である。もんじゅは、炉心と貯蔵槽にMOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物）を使っており、ナトリウムは水や大気に触れると酸化・発熱するため、使用済み燃料プールの中に移すためには時間もかかり危険を伴う作業である。

③機構に作業能力があるか懸念が持たれており、かといって国内には再処理する施設はないという状況である。

この事実は、原発を廃炉とすることがいかに危険な作業でありコストのかかる作業であることを示している。（以下次号）